

障害のある人の 在宅就業を すすめるために



独立行政法人
高齢・障害者雇用支援機構

はじめに

今日、IT 関連の情報通信技術の進歩は著しく、国のテレワーク施策も一層の充実化が図られるなど多様な就業形態の可能性が広がりとつあります。

障害のある人に関しても、今般、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正が行われ、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充や在宅就業障害者に対する支援措置として在宅就業障害者支援制度が創設され、企業に勤務する雇用型及び企業と雇用関係を結ばない請負型の双方を支援する施策が充実したところです。

これらを受けて、在宅就業の普及啓発を進めるため、このたびパンフレット「障害のある人の在宅就業をすすめるために」を発行いたしました。これは、巻末に掲載した各種資料の情報を取りまとめ、作成しました。

このパンフレットが、事業主ならびに障害者の在宅就業を支援する法人の皆さまにとって、在宅就業の取りかかりとして役立てば幸いです。

平成19年3月

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

目次

【雇用型在宅就業】

- Q1 企業に通勤しないで働く方法について教えてください ①
- Q2 在宅勤務のメリットを教えてください ②
- Q3 在宅勤務を進めていくためのよい制度はありますか ③
- Q4 在宅勤務の仕事内容にはどんなものがありますか ④
- Q5 在宅勤務を推進していく際のポイントはありますか ⑤

【請負型在宅就業】

- Q6 請負型の在宅就業ってなんですか ⑥
- Q7 在宅就業障害者支援制度について教えてください ⑦
- Q8 在宅就業支援団体を介した受発注の仕組みを教えてください ⑧
- Q9 在宅就業支援団体が請け負う仕事内容はどんなものがありますか ⑨

【在宅就業】

- Q10 在宅就業をするために～働く本人の心構え～ ⑩

参考資料の紹介 ⑪

厚生労働大臣が登録している在宅就業支援団体一覧 ⑫

厚生労働省委託事業「重度障害者在宅就業推進事業」の委託先団体 ⑬

※「雇用型在宅就業」…ここでは、企業に雇用されて在宅で働く働き方をいいます。

※「請負型在宅就業」…ここでは、企業に雇用されず、仕事を請け負うなどして働く働き方をいいます。

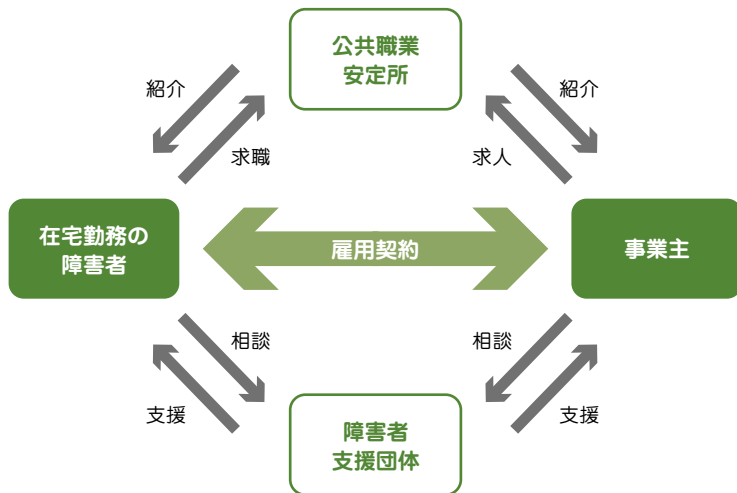


企業に通勤しないで働く方法について教えてください

answer▶▶▶ 最近では、電話やパソコン、インターネットなどの家庭への導入、普及は著しい発展を遂げています。また、企業などをはじめとした社会全体でIT基盤が整備され、その技術が活用されるようになりました。そのため、これら情報通信機器を活用し、時間や場所に関係なく業務を遂行することができる働き方が注目されています。これをテレワーク（テレ=遠隔、ワーク=働く）といいます。

このような仕事の形態のひとつに「在宅勤務」があります。在宅勤務とは、「労働日の全部又はその大部分について事業所への出勤を免除され、かつ自己の住所又は居所において勤務すること」をいいます。つまり、「自宅において他人に雇われ、その指揮命令のもとに働くこと」を指します。

なお、テレワークには、このような在宅勤務のほか、企業に雇用されず、仕事を請け負う形態の働き方も含まれます。



在宅勤務のメリットを教えてください

answer▶▶▶ 在宅勤務が普及することによって、企業、個人、社会のそれぞれに効果もたらされているといわれています。特に、これまで会社へ毎日出勤することが難しい障害のある人にとっては、持っている能力や労働力をほぼ完全に発揮させることができます。

障害のある人の就業機会を拡大するために、在宅勤務は有効な手だてのひとつといえます。

「企業」にとっては

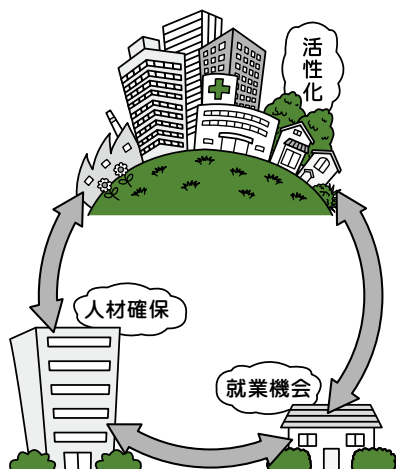
- 優秀な人材の確保（重度障害者でも自宅の慣れた環境で）
- みなし労働時間制の適用により勤務管理が容易になった
- 障害者雇用率への算入ができる
- オフィスコストの削減（会社設備改善が不要）
- 危機管理への対応策

「個人」にとっては

- 主婦、高齢者、障害者など通常の勤務が困難な人たちへの就業機会の確保
- 通勤者のゆとりの創出（体調にあわせて仕事ができる）
- 通勤困難の解消
- 作業に集中できる

「社会」にとっては

- 地域の活性化
- 大都市圏への一極集中の是正
- 大気汚染などの環境問題への対応策
- 通信インフラの向上



在宅勤務を進めていくための よい制度はありますか

answer▶▶▶ 在宅勤務で障害のある人を雇用した場合、設定される条件を満たせば各種制度を活用することができます。

活用できる主な制度については、次のとおりです。詳しい内容については、各問い合わせ先や巻末で紹介する各種資料などをご覧ください。

<障害者雇用率制度>

事業主は、障害者雇用率（いわゆる法定雇用率：民間企業は1.8%）によって計算される法定雇用障害者数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければなりません。この法定雇用障害者数は、各事業所をまとめた企業全体について計算されることとなっています。

なお、精神障害者は雇用義務の対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合には、各企業における雇用障害者数の算定対象に加えることができます。

<助成金制度>

特定求職者雇用開発助成金

問い合わせ：ハローワーク

身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇い入れる事業主に対して、その雇い入れに係る者に支払った賃金に相当する額の一定率を雇い入れた日から一定期間支給するものです。

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

問い合わせ：都道府県障害者雇用促進協会等

障害者作業施設設置等助成金

（第1種作業施設設置等助成金、第2種作業施設設置等助成金）

障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主で、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設または改造等がなされた設備の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

障害者介助等助成金

（職場介助者の配置または委嘱助成金、職業コンサルタントの配置または委嘱助成金、在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱助成金）

就職が特に困難と認められる障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

在宅勤務の仕事内容には どんなものがありますか

answer▶▶▶ 在宅勤務における業務は、その遂行の方法を作業者の裁量に委ねる必要性の高いものとされており、次のような業務となります。

- 新商品、新技術の研究開発等の業務
- 情報処理システムの分析又は設計の業務
- 記事の取材又は編集の業務
- デザイナーの業務

なお、現在、障害のある人の在宅勤務が実施されている事例では、次のような業務があります。コンピューターに関わる業務が圧倒的に多くなっています。

- システムエンジニア、プログラマー
- データ入力、ワープロ入力
- コンピューターによる製図作成（CAD）等
- 写植印刷
- テープレコーダの記録のリライト
- ユーザーサポート
- データベースサーチ
- インターネットのホームページ（コンテンツ）作成、管理、運営
- モニター業務
- マーケティング（市場調査、調査分析）
- メールマガジンなどの制作
- 各種資料などの翻訳



在宅勤務を推進していく際のポイントがありますか

answer▶▶▶ 障害のある人が在宅で働くためには、企業や在宅で働く本人が気をつけなければならないポイントがいくつかあります。ここでは、障害のある人の在宅雇用を進めている企業から数多く挙げられていることについて、3点にまとめて整理しました。

これらは通勤して働く場合においても必要ですが、上司や同僚がいない環境の中で仕事を進めなければならない在宅勤務においては、意識的にコミュニケーションをとることが求められるようになります。また、健康管理、向上心（モチベーション）などについては、企業からの働きかけもさることながら、本人の自律的な取組が必要といえます。

<コミュニケーション>

- 会社のスケジュール表や行事予定を郵送し、随時電話、メール、社内イントラネットなどを活用し、会社の情報が得られるようにしている。
- 採用担当課、直属の上司、障害者職業生活相談、同僚等が定期的、あるいは不定期に自宅訪問し業務連絡や相談をしている。
- 定期的な出社の時にはできるだけ多くの社員と接し、情報交換するようにしている。
- 年2回全社員を集めて「社員総会」を開催し事業報告や懇親会を行っている。

<健康管理>

- 自己管理できることが必要である。
- 健康状態を報告させ、体調不良の場合は休ませている。
- フレキシブルな就業時間を設定し、体調管理を図ってもらう。
- メンタル的なケアを中心に主にメールで対話をしている。
- 通勤社員と同様、会社規定に基づき福利厚生の適用、及び定期健康診断を実施している。

<向上心>

- ITスキルアップについては個人個人の特徴を重視したテーマを設定し、メンバーとの情報交換や講習会への参加を勧めている。
- 必要に応じ提携会社による研修、情報交換を行う。
- 担当が自宅を訪問し、業務内容の教育をする。
- スキルアップのための資料を送付し、電話で指導する。
- 業務内容以外の教育として社会人としての心構えなどを指導している。

請負型の在宅就業ってなんですか

answer▶▶▶ 在宅で働く働き方には、企業と雇用契約に基づいた働き方と、雇用関係にとられない請負契約などによる働き方があります。

請負契約などによる働き方は、障害により短時間で働くことが望ましい人、自分の体調に合わせた仕事の管理をしたい人など、従来のような企業との雇用契約による働き方では力を十分発揮することができない障害のある人にとって、働くチャンスが広がったといえます。

一方、企業は雇用契約を結ばず仕事に応じて発注することができるため、オフィスコスト、人件費、通勤コストなどが節減できるといえます。

今般改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法改正法」といいます）では、施策のひとつとして、「在宅就業障害者支援制度」を創設しました。これは、企業と雇用関係を結ばずに在宅で働く障害者（在宅就業障害者）に対して企業が積極的に仕事を発注することを奨励するもので、在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対して特例調整金・特例報奨金を支給することとしています。

なお、特例調整金・特例報奨金に関する詳しい説明については、次のページの説明や各種資料を参考にしてください。

請負型の
在宅就業？



在宅就業障害者支援制度について教えてください

answer▶▶▶ 障害者雇用促進法改正法の施策のひとつとして、「在宅就業障害者支援制度」があり、この制度は在宅就業障害者に対する企業からの発注を奨励するものです。そのポイントは次の通りです。

<特例調整金・特例報奨金の支給>

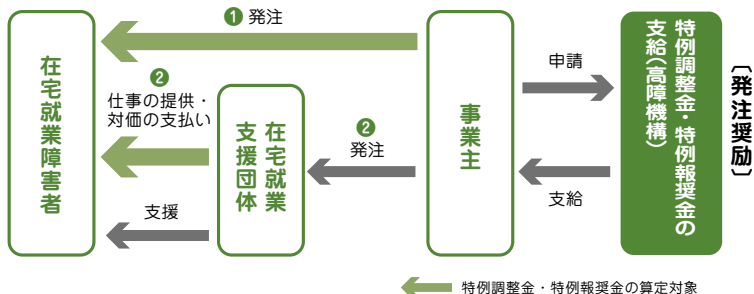
在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づいて特例調整金・特例奨励金が支給されます。また、事業主が「在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）」を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金、特例報奨金が支給されます。

なお、特例調整金の支給対象となる事業主は、常用労働者 301 人以上の事業主です。また、特例報奨金の支給対象となる事業主は、報奨金支給対象事業主です。

<在宅就業障害者への発注の方法について>

企業が上記の特例調整金・特例報奨金の支給を受けたい場合、企業から在宅就業障害者への発注方法としては次のふたつがあります。

- 企業が在宅就業障害者へ直接発注する場合
(在宅就業障害者が事業主に対して品質、納期について自ら責任を担う形態です。)
- 企業が「在宅就業支援団体」を介して在宅就業障害者へ発注する場合
(当該団体が、発注元の企業と在宅就業障害者との間に立ち、障害者に対しては仕事の発注を行い、事業主に対しては納期、品質に対する保証を担う役割を果たす形態です。)



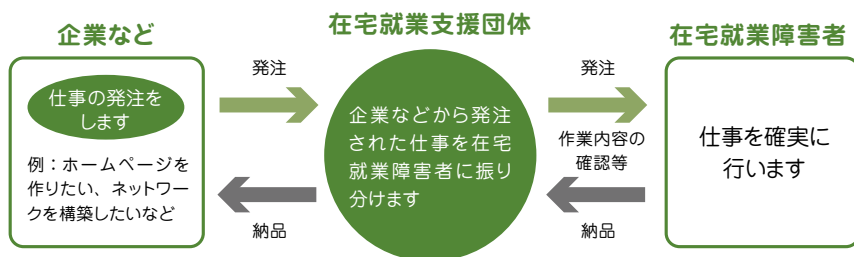
在宅就業支援団体を介した 受発注の仕組みを教えてください

answer▶▶▶「在宅就業障害者支援制度」では、企業が在宅就業支援団体を介して仕事を発注した場合についても、特例調整金等の支給対象とすることになりました。

在宅就業支援団体は、企業などからの「ホームページを作りたい」「データ入力して欲しい」「文書の封入作業をして欲しい」など様々な仕事を請け負い、在宅就業障害者に割り振りをします。そして、在宅就業支援団体は、在宅就業障害者から納品された仕事を確認した上で、請け負った仕事を企業などへ納品します。

これまで障害のある人に仕事を発注する機会がなかった企業などにとって、在宅就業支援団体を活用することにより、安心して仕事を発注する機会を得ることができるといえます。

なお、この制度の対象とはなりませんが、在宅就業を希望する障害のある人に対して仕事の支援をする法人は、在宅就業支援団体として登録を受けた法人のほかにも全国にあります。



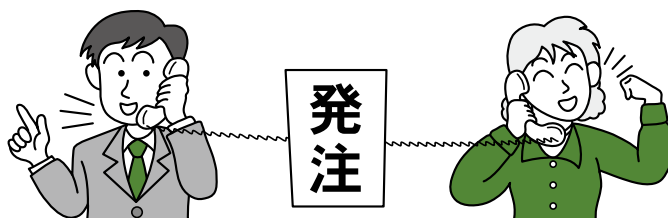
在宅就業支援団体が請け負う 仕事内容はどんなものがありますか

answer▶▶▶ 在宅就業支援団体などが請け負う仕事の内容は多岐にわたります。それは次のとおりですがほんの一例ですので、まだ様々な仕事を請け負っている団体があると思われます。

なお 在宅就業障害者支援制度の対象となる業務は物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務が対象となっており、対象業務には特段の限定はありません。

＜企業からの発注業務もしくは発注可能な業務＞

- Web コンテンツの企画、制作（デザイン、HTML、CGI など）及び運営
- データベース設計、構築
- プログラム開発
- サーバ保守
- DTP
- イラスト制作
- 文章執筆、校正、編集
- データ入力、集計、管理業務
- あん摩マッサージ指圧、鍼、灸
- 会議、講演等を録音したテープのリライト
- 宛名書き（毛筆、ペン字）
- 携帯灰皿作成
- 手提げ袋作成
- 封筒作成、切手、シール貼り
- 箱作成



在宅就業をするために ～働く本人の心構え～

answer▶▶▶ 在宅で働くためには、企業が配慮することに加えて、在宅で働く本人の心構えも必要といわれております。

「在宅勤務を推進していく際のポイントはありますか」でふれた内容と同じように、健康面に留意し自己管理を心がけること、相手の話す内容を確認するとともに自分の言いたいことをきちんと説明できるコミュニケーション能力を高めること、常に能力や技術力の向上を図るなど自己啓発を心がけることなどが重要です。

また、心構えのほか、ITを活用して働く場合においては仕事の内容に応じたパソコン技能が求められてくるといえます。

企業と雇用契約を結ぶ場合、請負契約で働く場合、在宅就業支援団体などを介して仕事をする場合のいずれにおいても働くということに変わりはありません。在宅で働く一人ひとりが社会人として責任をもって確実に仕事に取り組むことが重要です。

在宅就業支援団体などはこれらの在宅就業障害者に仕事を発注するだけでなく、様々な支援も行っています。必要に応じて相談やアドバイスを受けながら、進めていくとよいでしょう。

コラム：ITを活用して在宅で働くために

パソコンなどITを活用して在宅で働くには、パソコンに関する技術を身につける必要があります。

そのためには自宅で学習することはもちろんのこと、障害者職業能力開発校、障害者ITサポートセンター等で相談し、技術の習得をすることもできます。

また、e-ラーニングというインターネットなどを活用し、自宅において学習できる方法もあります。

各施設の利用については、条件など詳細を確認するようにしましょう。

参考資料の紹介

<研究調査報告書>

在宅勤務方式による重度障害者の雇用の促進に関する調査研究I・II

- 在宅勤務に関する企業等へのアンケートやヒアリング結果等が掲載されています。

<マニュアル類>

在宅勤務障害者雇用管理マニュアル

- 在宅雇用を導入する企業に役立つマニュアルです。

障害者の在宅就業事例集

- 在宅就業を支援する団体や在宅雇用事業所が掲載されています。

<ホームページ>

厚生省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha.html>

- 障害者雇用促進法改正法に関する情報や在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する支援を行う団体として厚生労働大臣に申請し、登録を受けた法人）が掲載されています。

総務省のホームページ

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/telework/index.htm

- 国のテレワークに関する施策が掲載されています。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構のホームページ

<http://www.jeed.or.jp/>

- 障害者納付金制度や機構が行う各種支援に関する情報が掲載されています。また、各種資料の紹介、関係機関リンク先もあります。

チャレンジ・エージェント

<http://www.challenge.jeed.or.jp/>

- 在宅就業を支援する団体、在宅雇用事例等の情報が掲載されています。独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が運営しています。

<その他>

障害者の雇用支援のために

- 障害者雇用施策に関する情報が掲載されています。

※各種資料の問い合わせ先は機構までお願いします。

厚生労働大臣が登録している在宅就業支援団体一覧

◎在宅就業支援団体とは…

在宅就業支援団体は、障害者の在宅就業を支援するため、発注元の事業主と在宅就業障害者との間に立って、障害者に対しては仕事の発注や各種相談支援等を行い、事業主に対しては納期・品質に対する保証を担う役割を果たしています。

(2007年2月末日現在)

都道府県	登録番号／登録団体名称	問い合わせ先／在宅就業障害者実施業務
北海道	0100001 特定非営利活動法人 札幌チャレンジド	住所 札幌市中央区北5条西6丁目 TEL 011-261-0074 ホームページ http://www.s-challenged.jp ●字幕制作 ●インターネット質問整理 ●ホームページ制作・更新 ●ホームページ検証 ●テープ起こし ●データ入力業務 ●パソコン講習(講師)業務
	0100002 特定非営利活動法人 あいであくすメタネットワーク	住所 函館市中島町18番16号 TEL 0138-51-4400 ホームページ http://www.hakodate.fm/index/ ●ホームページ作成 ●会計データ作成 ●DTP関係データ作成 ●パソコンインストラクター ●薬書作成 ●名刺作成
千葉県	1200001 特定非営利活動法人 トライアングル西千葉	住所 千葉市稲毛区小仲台2丁目6番1号 TEL 043-206-7101 ホームページ http://www9.plala.or.jp/triangle_nishi/ ●あん摩マッサージ指圧・鍼・灸 ●会議、講演等を録音したテープのテープリライト
	1200002 eワークスネット株式会社	住所 船橋市本中山3丁目21番5号 TEL 043-297-3391 ホームページ http://www.e-worksnet.co.jp ●手書き文書(伝票、申込書など)をコンピュータ化するための「データ入力作業」を行う。
東京都	1300001 社会福祉法人 東京コロニー	住所 中野区江原町2丁目6番7号 TEL 03-5988-7192 ホームページ http://www.tocolo.or.jp/syokunou/ ●Webコンテンツの企画、制作(デザイン、HTML、CGI等)及び運営 ●データベース設計、プログラム開発、サーバ保守、DTP、イラストレーション、 文章執筆、編集、リサーチ、データ入力等
山梨県	1900001 社会福祉法人 山梨県障害者福祉協会	住所 甲府市北新一丁目2-12 TEL 055-252-0100 ホームページ http://www.normanet.ne.jp/~ww100048/ ●ホームページ作成 ●各種印刷物のデザイン ●各種プログラムの作成 ●データ起こし、データ入力
岐阜県	2100001 特定非営利活動法人 バーチャルメディア工房ぎふ	住所 大垣市加賀野4丁目1番地の7 TEL 0584-77-0533 ホームページ http://www.vm-studio.jp ●電算入力・記録作成 ●各種印刷物の製作 ●ソフトウェア開発 ●ネットワーク構築等 ●ホームページ製作・Webサイトの構築 ●人材育成研修
静岡県	2200001 特定非営利活動法人 活き生きネットワーク	住所 静岡市葵区安東1丁目23-12 TEL 054-209-0700 ホームページ http://ikiiki.canariya.net/ ●デジタル地図のメンテナンス業務
愛知県	2300001 特定非営利活動法人 電気仕掛けの仕事人	住所 岡崎市美合町字三田19番地8 TEL 0533-76-4572 ホームページ http://www.sigotonin.net/ ●DTP(執筆、画像処理、イラスト制作、文書校正) ●Web制作(デザイン、コーディング、画像処理) ●情報処理(プログラミング、データベース構築)
大阪府	2700001 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会	住所 大阪市天王寺区東高津町12番10号 TEL 06-6767-9981 ホームページ http://www.v-sien.org/ ●システム開発業務 ●Webサイト制作業務 ●DTP業務 ●データ入力・集計・管理業務 ●CD-ROMコンテンツ制作業務
	2700002 社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会	住所 大阪市西成区出城2-4-10 TEL 06-6563-6564 ホームページ http://humannet.or.jp/ ●クリーニング業務 ●データ入力、名刺作成業務 ●軽作業業務

(2月末日現在)

都道府県	登録番号／登録団体名称	問い合わせ先／在宅就業障害者実施業務
島根県	3200001 社会福祉法人 ふらっと	住所 松江市邑生町662番地1 TEL 0852-34-9734 ホームページ http://www.ptp-net.com ●コンピュータを使用したあらゆる業務(DTP・デザイン・イラスト制作、ホームページ制作・更新、データ入力・テープ起こし、DVD、デジタルコンテンツ作成、その他) ●軽作業等(箱折り、シール貼り、部品組み立て、和裁、洋裁、編み物等)
徳島県	3600001 特定非営利活動法人 ジェイシーアイ・ テレワーカーズ・ネットワーク	住所 鳴門市大麻町池谷字丸池29番地の3 TEL 088-683-5101 ホームページ http://www.jci-tn.jp/ ●印刷物の製作、名刺作成(点字シール添付・似顔絵入り名刺を含む) ●ウェブサイトの製作・更新、ウェブサイトのアクセシビリティ化作業、ウェブサイトの運営補助 ●データ入力、中古パソコンの再生、パソコンの組み立て・修理、IT講習会の講師・補助員、パソコン要約筆記 ●その他、IT活用によって行う就業
熊本県	4300001 特定非営利活動法人 在宅就労支援事業団	住所 熊本市九品寺5丁目9番1号 TEL 096-375-7900 ●宛名書き(毛筆・ペン字)(挨拶状、年賀状、暑中見舞い) ●携帯灰皿作成、手提げ袋作成、封筒作成 ●切手・シール貼り作業、郵便番号仕分け作業 ●ノベルティー作成、サンブル作成、箱作成 ●梱包作業、チラシ・パンフレット折り作業、封入作業 ●データ入力作業、テープ起こし作業、デザイン作成、オペレーション作業 ●検品作業、組通し作業、和裁・洋裁作業
宮崎県	4500001 社会福祉法人 恵佼会	住所 宮崎市祇園一丁目50番地 TEL 0985-31-6441 ホームページ http://www.fukushi-net.com/ ●ホームページの作成・更新 ●エクセルを利用したデータベースにかかるデータ入力、パワーポイントの作成、ワードによる文章入力 ●印刷物の版下作成、各種のデータ入力、テープおこし

厚生労働省委託事業「重度障害者在宅就業推進事業」の委託先団体

この事業では、在宅就業支援団体の育成等のために、事業委託先が蓄積した支援ノウハウを普及するとともに、事業主を対象とする障害者の在宅就業の普及促進を図るためのセミナーを開催しています。なお、「厚生労働省が登録している在宅就業支援団体」と同様、事業主から受注した仕事を障害者に対して発注する在宅就業支援や各種相談も行っています。

(2007年3月末日現在)

都道府県	登録団体名称	問い合わせ先
北海道	特定非営利活動法人 あいであくすメタネットワーク	住所 北海道函館市中島町18-16 TEL 0138-51-4400 ホームページ http://www.hakodate.fm/idx
千葉県	特定非営利活動法人 トライアングル西千葉	住所 千葉市稲毛区小仲台2丁目6番1号 TEL 043-206-7101 ホームページ http://www9.plala.or.jp/triangle_nishi/
東京都	社会福祉法人 東京コロニー	住所 中野区江原町2丁目6番7号 TEL 03-5988-7192 ホームページ http://www.tocolo.or.jp/syokunou/
岐阜県	特定非営利活動法人 バーチャルメディア工房ぎふ	住所 大垣市加賀野4丁目1番地の7 TEL 0584-77-0533 ホームページ http://www.vm-studio.jp
兵庫県	社会福祉法人 プロップステーション	住所 神戸市東灘区向洋町中6-7 神戸ファッションマート6E TEL 078-845-2263 ホームページ http://www.prop.or.jp/main.html
島根県	社会福祉法人 ふらっと	住所 松江市邑生町662番地1 TEL 0852-34-9734 ホームページ http://www.ptp-net.com
徳島県	特定非営利活動法人 ジェイシーアイ・テレワーカーズ・ネットワーク	住所 鳴門市大麻町池谷字丸池29番地の3 TEL 088-683-5101 ホームページ http://www.jci-tn.jp/

information

障害のある人の在宅就業を すすめるために

編集・発行 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

発行日 平成19年3月

※本パンフレットは、平成18年度厚生労働省委託事業（重度障害者
在宅就業推進事業）として機構が作成したものです。



独立行政法人
高齡・障害者雇用支援機構